

## [事案 2024-378] 入院一時金等支払請求

・令和7年8月26日 裁定打切り

### <事案の概要>

重大事由により契約を解除され、入院一時金等が支払われなかったことを不服として、入院一時金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和6年2月5日から5日間、睡眠時無呼吸症候群により入院したため、同年2月1日に契約した医療保険にもとづき入院一時金等を請求したところ、重大事由により契約が解除された。しかし、以下の理由により、入院一時金等を支払ってほしい。

- (1)募集時に募集人に、一度に数件加入することになるが問題ないか確認したところ、申込みが受け付けられれば問題ないとのことで加入した。
- (2)他社に比べて解除通知が送付されるまでが異常に長く、その間も保険料が引き落とされていた。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人は、契約締結時、同日に契約したものも含めて7件の入院一時金タイプの特約が付された医療保険に加入しており、合計すると月額保険料が約4万6000円、入院給付金日額が1万9000円、入院一時金額が125万円と著しく過大である。また、このうち5契約は、令和6年1月から2月にかけて、短期集中的に新規加入している。
- (2)募集人は、本契約の申込時に、申立人が一度に数件加入するということは聞いていない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約の経緯等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1)重大事由解除が有効であるか否かを判断するためには、契約者の収入および生活状況、他契約の給付金の支払履歴およびその原因、各契約の加入の経緯等の事情を総合的に勘案して判断しなければならない。
- (2)これらの事情を明らかにするためには、第三者に対する文書送付嘱託または文書提出命令、契約者およびその周囲の第三者への尋問等の手続が必要となるが、裁定審査会は裁判外紛争処理機関であり、このような手続を備えておらず、上記の点を明らかにすることは困難であると言わざるを得ない。